

## 「衛星放送受信設備設置助成金」の概要

### 《衛星放送受信設備設置助成制度について》

- 我が国には、山間地等の自然の地形等の原因で、日本放送協会（NHK）の地上放送によるテレビジョン放送が受信できない地域が散在している実態（難視聴地域）があります。
- このような地域にお住まいの方にもテレビジョン放送をお楽しみいただくため、NHK では衛星放送を通じたテレビジョン放送の提供を行っております。
- 独立行政法人情報通信研究機構（NICT）は、衛星放送を通じた NHK の難視聴解消及び放送の普及を図る目的で、このような難視聴地域にお住まいの皆様で衛星放送受信設備を整備した方に対し、設備の設置に要した費用の一部を助成金により支援しております。
- 助成金の額は次のとおりです。
  - (1) 助成対象設備の設置に要した額に 1/4 を乗じて得た額  
(百円未満の端数を切り捨て、1 世帯あたり 2 万 5 千円を限度とする。)
  - (2) 国による、ほかの補助金等による支援を受ける（受けた）物品は対象外となります。

### 《助成金を受けられる方及び助成対象設備》

#### （1）助成対象者

- ① NHK 所属の地上系テレビジョン放送から遠隔の地にあり、又は山間等地形的条件により、当該テレビジョン放送の難視聴地域にあって、平成 22 年 4 月 1 日以降に初めて、以下（2）に掲げる衛星放送の受信設備を設置した世帯であること。  
※お住まいが難視聴地域に該当する地域かどうかについては、最寄りの NHK にご確認願います。
- ② 当該受信設備の設置後、NHK と受信契約をした者であること。
- ③ 既に衛星放送を受信している世帯は対象になりません。
- ④ また、現在衛星放送を受信していない世帯であっても、過去に NICT（同組織の前身である通信・放送機構を含む。）が実施してきた衛星放送受信設備設置助成制度の利用を得ている世帯は、対象になりません。

#### （2）助成対象設備（助成対象となる衛星放送受信設備）

衛星放送受信アンテナ（パラボラアンテナ）、衛星放送受信チューナー（衛星放送受信チューナー内蔵型のテレビジョン受像機、録画機等を含む。）、及びこれらに付属する設備の購入費、並びに設計費及び取付け工事費の合計額

